

【目的】 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」(以下、連絡協議会)を開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。

【構成員】 全国規模の団体

高齢福祉関係

(一社) 日本介護支援専門員協会、(一社) 日本在宅介護協会
 (公社) 全国老人福祉施設協議会、(公社) 認知症の人と家族の会
 (公財) 介護労働安定センター、(公財) 全国老人クラブ連合会
 (福) 全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会
 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
 全国ホームヘルパー協議会、全国民生委員児童委員連合会
 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会



障害者関係

(一財) 全日本ろうあ連盟
 (福) 全日本手をつなぐ育成会
 (福) 日本身体障害者団体連合会
 (福) 日本盲人会連合
 (公社) 全国精神保健福祉会連合会

専門職

(公社) 日本介護福祉士会
 (社) 日本社会福祉士会
 (公社) 日本精神保健福祉士協会

消費生活関係

(公財) 消費者教育支援センター、(一財) 日本消費者協会
 (公社) 全国消費生活相談員協会、主婦連合会
 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
 全国消費者行政ウォッチねっと、(一社) 全国消費者団体連絡会
 全国地域婦人団体連絡協議会、特定非営利活動法人日本消費者連盟

政府等

内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、消費者庁、(独) 国民生活センター

オブザーバー

特定非営利活動法人消費者機構日本、日本生活協同組合連合会、内閣官房、東京都、北海道

【活動】 次の事項について情報共有、意見交換

1. 高齢者及び障害者の消費者トラブルの動向
2. 構成員の取組状況
3. 高齢者及び障害者の周りの方々に対して情報提供等を行う仕組みの構築とフォローアップ
4. その他高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等に必要と認められる事項

平成19年度、第1回会合を実施。概ね1年で連絡協議会の活動のレビューを行い、必要な対応を図る

平成25年度 第8回連絡協議会の概要 (6/28)

<主な報告内容>消費生活相談員から見た高齢者・障害者の消費者被害の状況(全国消費生活相談員協会)、知的・精神障害を持つ人の消費者被害の実態と取組(NPO 法人成年後見相談センター・ラパス)、自治体における見守りの取組と課題(八王子市)

<意見交換テーマ>

「高齢消費者・障害消費者への情報の届け方」

第8回会合 申合せ

1. 積極的な情報**発信**
2. 多様な主体による緊密な**連携**
3. 消費者教育・啓発の取組に**参画**
4. 活動状況の**検証**、地方自治体へ支援の働きかけ

*半年ごとを目途にフォローアップのための会議を開催
 ⇒課題の共有化を図り、行政は、必要に応じた支援を行う